

1 平成25年度実績評価書（案）

凡例 ●：目標超過達成、◎：目標達成、○：相当程度進展あり、  
△：進展が大きくない、×：目標に向かっていない

基本目標	業績目標	評価
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	○
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	○
	3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	○
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	○
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	△
	3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	△
	4 科学技術を活用した捜査の更なる推進	◎
	5 被疑者取調べの適正化の更なる推進	◎
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	△
	2 来日外国人犯罪対策の強化	○
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	◎
	2 運転者対策の推進	○
	3 道路交通環境の整備	○
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	○
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	◎
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	○
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	○
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	◎

業績目標18（◎：5、○：10、△3）

2 平成25年度政策評価実施結果報告書（案）

平成25年度に実施した政策評価の結果の概要及び評価結果の政策への反映状況についてまとめたもの。

## 1 趣旨

ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができると思われる法人が行う講習で、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定した講習（以下「指定講習」という。）を修了した者が教授するダンススクールについては、風営法による規制対象から除くこととされているところ、下記2の講習を新たに指定講習として指定し、その旨を告示するもの。

※ 平成24年11月21日、風営法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第274号）の公布・施行により指定講習の主体となる法人の範囲が拡大されたことを受け、本年3月の指定に続き、今般6団体目の指定を行うもの。

## 2 指定を受ける講習

- 講習の名称：FJTAインストラクトール講習
- 講習を行う法人の名称：一般社団法人日本アルゼンチンタンゴ連盟
- 講習を行う法人の住所：東京都渋谷区恵比寿南1丁目3番7号隅越ビル5F
- 講習に係る事務を行う事務所の所在地：同上

## 3 指定要件への適合性

上記2の講習については、風営法施行規則第1条の2第2項各号に掲げる以下の要件の全てに適合すると認められる。

- ① 講習業務を適正かつ確実にを行うため必要な組織及び経理的基礎を確保
- ② 講習業務を適正かつ確実にを行うため必要な施設を確保
- ③ 講習業務以外の業務による影響を排除
- ④ ダンススクール営業者による支配を排除
- ⑤ ダンスを有償で教授する能力を修得しようとする者を対象
- ⑥ 講習の内容が適正かつ確実
- ⑦ 講習の実施に関する適切な計画を策定
- ⑧ 必要な能力を有する講師が講習業務に従事
- ⑨ 全国的な規模においておおむね毎年1回以上実施

## 1 経緯

標記の懇談会において、マネー・ローンダリング対策等に係る内外の情勢の変化を踏まえ、顧客管理に関するFATF勧告を満たすためにいかなる措置をとるべきかとの観点から、昨年6月以降計5回にわたる検討を行い、本年6月のFATF全体会合の結果をも踏まえ、報告書（別添）を取りまとめたもの。

## 2 報告書の概要（括弧内は報告書の頁）

### （1）FATFの指摘に対応するために措置すべき事項

ア 関連する複数の取引が敷居値を超える場合の取扱い（4～5頁）

イ 取引時確認等（5～9頁）

- 写真なし証明書を取扱い
- 取引担当者への権限の委任の確認
- 法人の実質的支配者
- PEPsの取扱い

ウ 継続的な顧客管理（9～14頁）

- 継続的な取引における顧客管理
- リスクの高い取引の取扱い
- リスクの低い取引の取扱い
- 既存顧客

エ リスクベース・アプローチ（14～15頁）

### （2）制度設計の在り方（15～16頁）

国際的に求められるマネー・ローンダリング対策等を実施するため、FATF勧告を満たすことがすべての参加国に強く求められており、我が国としてもFATFから指摘を受けている状態の速やかな改善が要請される。

FATF勧告については、法令によって義務付けられることが必要である。また、法令の検討に当たっては、リスクベース・アプローチの考え方を反映したものとし、制度の構築に関しては、国際基準と整合的なものとなるよう配慮されるべきである。

## 3 今後の予定

本報告書の内容を踏まえ、関係省庁とも協議しながら、必要な制度の整備について検討を進める。

### 1 北海道事案

平成26年7月13日午後4時28分ころ、北海道小樽市内において、普通乗用自動車が直進中に歩行中の女性4名に衝突し、救護等の措置を講ずることなく逃走したものの。

(1) 被疑者

( ) 31歳

(2) 被害者

女性4名のうち3名が死亡、1名が重傷を負ったもの。

(3) 捜査の経緯

14日午前4時9分、自動車運転死傷処罰法第5条（過失運転致死傷罪）及び道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転）、第72条第1項前段・後段（救護義務・不申告）で通常逮捕した。

(4) 今後の捜査方針

危険運転致死傷罪等の適用を視野に捜査を推進

### 2 埼玉事案

平成26年7月12日午後10時00分ころ、埼玉県川口市内において、普通乗用自動車が赤色信号灯火で停止中の原動機付自転車、普通乗用自動車に次々に衝突し、原動機付自転車運転の被害女性を車底部に巻き込んだまま引きずりながら逃走したものの。

(1) 被疑者

( ) 26歳

(2) 被害者

原動機付自転車運転の女性1名が死亡したもの。

(3) 捜査の経緯

7月13日午後3時19分、自動車運転死傷処罰法第5条（過失運転致死罪）及び道路交通法第72条第1項前段・後段（救護義務・不申告）で通常逮捕した。

(4) 今後の捜査方針

危険運転致死罪等の適用を視野に捜査を推進

### 3 今後の対策

(1) 飲酒運転の取締りの徹底

飲酒運転の違反実態や事故の発生状況の分析等を踏まえた、よう撃捜査や交通検問などの的を絞った取締りを推進

(2) 飲酒運転根絶及び罰則強化の広報啓発の強化

- ・ 海水浴場、レジャー施設等における観光客等に対する飲酒運転防止広報
- ・ 危険運転致死傷罪の適用拡大及び罰則強化、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の新設等の周知徹底

## 1 警察庁CSIRT (Computer Security Incident Response Team)

警察庁CSIRTとは、警察情報システムにおける情報セキュリティインシデント（※）に対し、迅速かつ組織的に対処するため、平成24年5月末に設置した組織。

※ 不正プログラム感染事案、不正アクセス事案、サイバー攻撃事案等

## 2 最近の活動状況

### (1) 不正プログラムに関するインシデント対処活動

警察情報システムにおける不正プログラムの感染の疑いのある検知事案等への対処を実施。

【参考】不正プログラムを検知した場合の対処例

被害箇所の特定、被害拡大防止、ウェブサイトの閲覧・外部記録媒体の利用等感染経路の特定、情報流出等の被害状況の特定、被害箇所の復旧、再発防止策の実施

### (2) 情報セキュリティインシデント発生 of 未然防止活動

インシデントの発生につながるおそれのある事象やぜい弱性情報のうち重要なものについて、注意喚起の情報を発出、周知するなど、警察情報システムにおけるインシデント発生 of 未然防止を図った。

【事例】対処したぜい弱性情報等

- 動画再生ソフトウェアの更新機能を介して感染する不正プログラム感染事案
- 文書作成用ソフトウェアのぜい弱性情報
- 通信暗号化ソフトウェアのぜい弱性情報
- ウェブサイト構築ソフトウェアのぜい弱性情報
- ウェブサイト閲覧ソフトウェアのぜい弱性情報

## 3 インシデント対処能力強化

職員の規範意識の向上、技術的環境の整備の両面から対処能力を強化。